



# 平成30年度における企業結合関係届出の状況 及び主要な企業結合事例

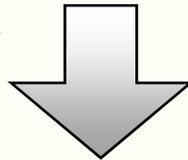
## 企業結合審査の基本的な考え方

### 企業結合

株式保有，役員兼任，合併，  
分割，共同株式移転，事業譲  
受け等※

企業結合のうち，  
一定の要件（国内売上高の  
額等）に合致するもの

※事業活動が不可逆的に一体化



事前届出の義務付け（30日前）

企業結合により

一定の取引  
分野における

競争を実質的に制限  
することとなる場合

企業結合の  
禁止

関係条文：独占禁止法第10条，第13条～第16条等

※ただし，独占禁  
止法上の問題  
を解消する措置  
が採られる場合  
には容認

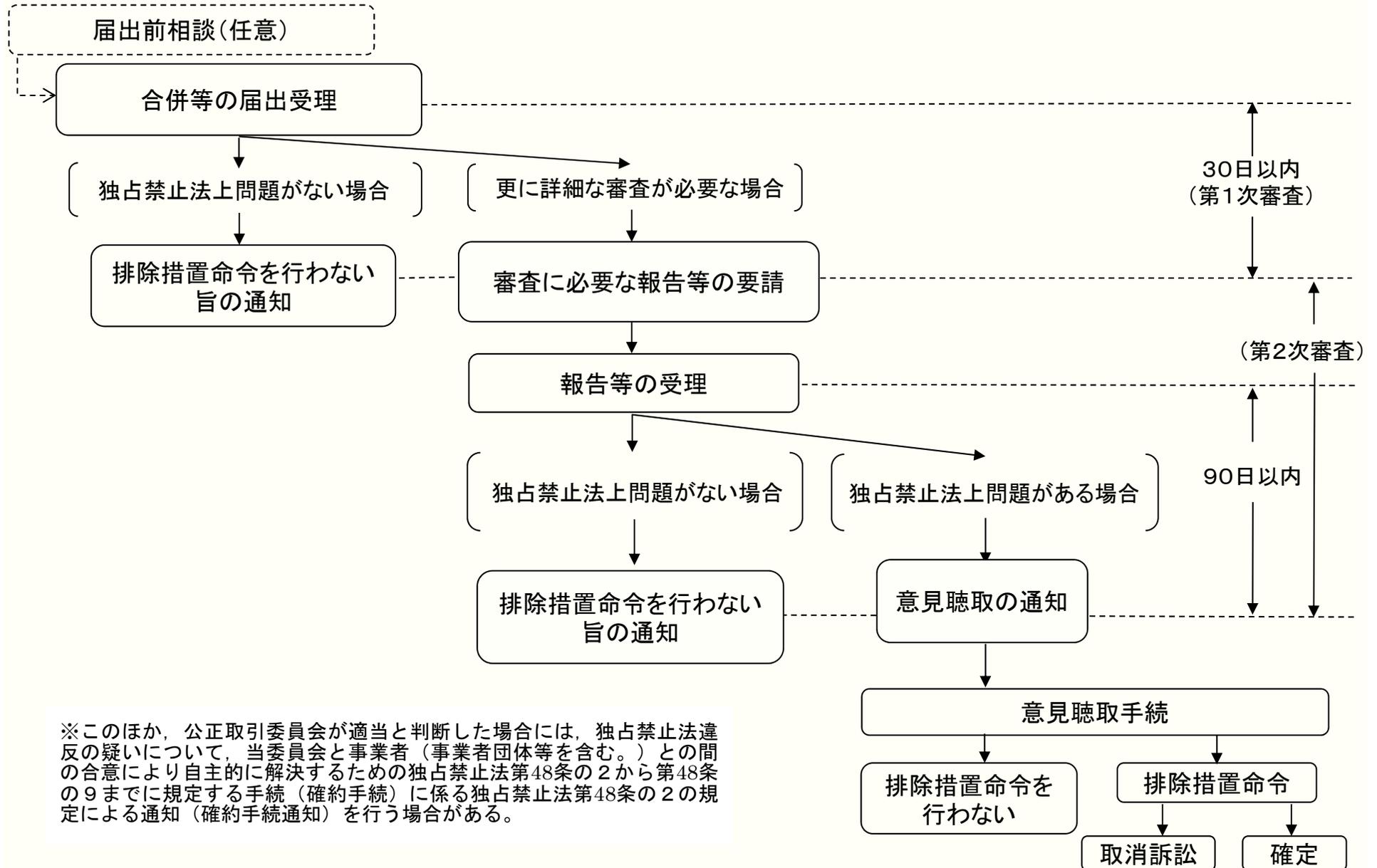
## 企業結合に関する届出制度

形態(関係法条)	届出制度の概要
株式取得(第10条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 企業結合集団の国内売上高を合計した額が200億円超の会社が</li> <li>② 株式発行会社とその子会社の国内売上高を合計した額が50億円超の株式発行会社の議決権を取得し</li> <li>③ 議決権保有割合が20%又は50%を超えることとなる場合は</li> <li>④ 事前届出が必要</li> <li>⑤ 届出受理の日から30日間は当該株式取得をしてはならない</li> </ul>
役員兼任(第13条)	—
会社以外の者による株式保有(第14条)	—
合併(第15条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 国内売上高合計額200億円超の会社と</li> <li>② 国内売上高合計額50億円超の会社が合併する場合は</li> <li>③ 事前届出が必要</li> <li>④ 届出受理の日から30日間は当該合併をしてはならない</li> </ul> <p>※ 分割, 共同株式移転, 事業譲受け等についても, 原則として同様の基準による届出が必要</p>
分割(共同新設分割又は吸収分割) (第15条の2)	
共同株式移転(第15条の3)	
事業譲受け等(第16条)	

注1 「企業結合集団」=当事会社の「最終親会社」及びその子会社からなるグループ

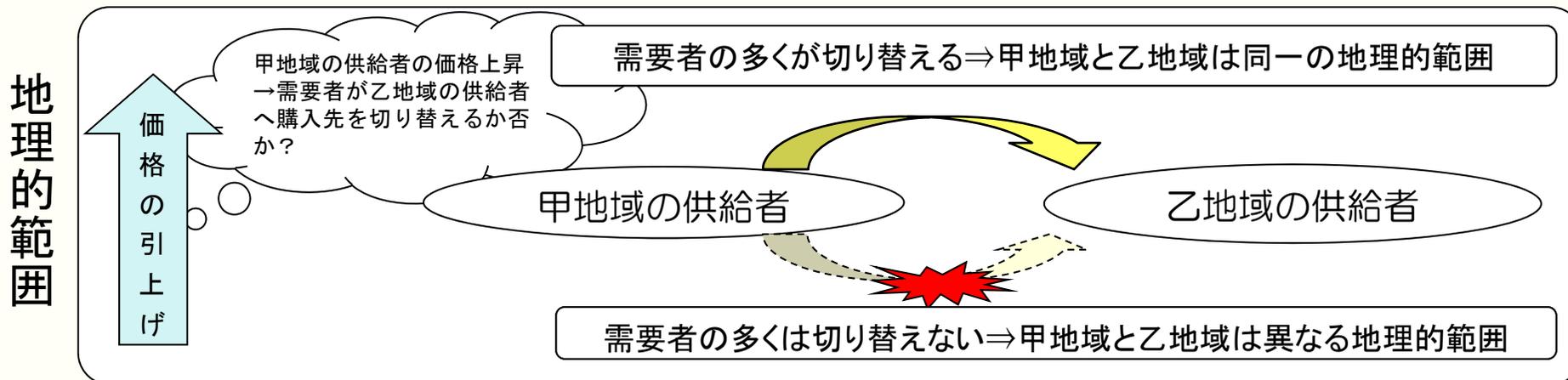
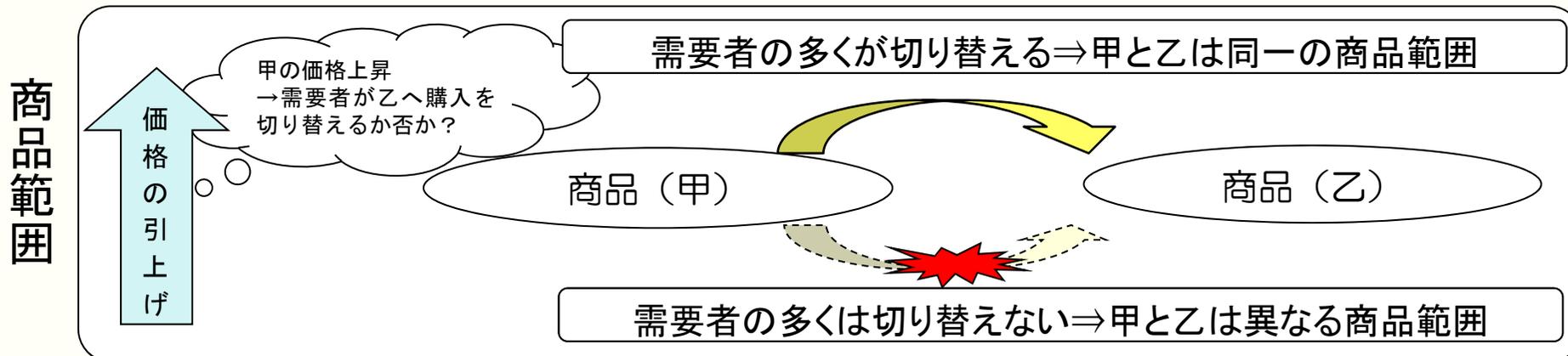
2 「議決権保有割合」=企業結合集団ベースで保有する議決権の割合

## 企業結合計画に関する法定手続のフローチャート



※このほか、公正取引委員会が適当と判断した場合には、独占禁止法違反の疑いについて、当委員会と事業者（事業者団体等を含む。）との間の合意により自主的に解決するための独占禁止法第48条の2から第48条の9までに規定する手続（確約手続）に係る独占禁止法第48条の2の規定による通知（確約手続通知）を行う場合がある。

## 一定の取引分野の画定(商品範囲及び地理的範囲)



### SSNIPテスト

ある商品(ある地域)の全供給者が、小幅であるが実質的(※1)かつ一時的でない(※2)価格引上げ(Small but Significant and Non-transitory Increase in Price = SSNIP)をした場合に、需要者が他の商品(他の地域)に購入を切り替える程度を考慮。

※1 「小幅であるが実質的」=5~10%程度    ※2 「一時的でない」=1年程度

- 下表のいずれかに該当する場合には「一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとは通常考えられない」

水平型企业結合	垂直型・混合型企業結合
<ul style="list-style-type: none"> <li>・水平関係がある一定の取引分野で<u>HHIが1500以下</u>の場合は、競争を制限することとなるとは通常考えられない</li> <li>・水平関係がある一定の取引分野で<u>HHIが1500～2500以下</u>であって、かつ、<u>HHIの増分が250以下</u>である場合、競争を制限することとなるとは通常考えられない</li> <li>・水平関係がある一定の取引分野で<u>HHIが2500超</u>であって、かつ、<u>HHIの増分が150以下</u>である場合は、競争を制限することとなるとは通常考えられない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当事会社に関係するすべての一定の取引分野で企業結合後の当事会社グループの<u>市場シェアが10%以下</u>である場合、競争を実質的に制限することとなるとは通常考えられない</li> <li>・当事会社に関係するすべての一定の取引分野において、企業結合後の<u>HHIが2500以下</u>かつ<u>企業結合後の当事会社グループの市場シェアが25%以下</u>である場合、競争を実質的に制限することとなるとは通常考えられない</li> </ul>

- HHIは、各社の市場シェアの2乗を合計することにより算出し、市場の寡占度をみるもの。

A社:シェア30%

B社:シェア20%

C社:シェア20%

D社:シェア15%

E社:シェア10%

F社:シェア 5%

B社とF社が  
企業結合



HHI =  
2,050 → 2,250  
HHI増分 = 200

企業結合前のHHIは次のとおりとなる。

$$\begin{aligned} \cdot \text{HHI} &= 30^2 + 20^2 + 20^2 + 15^2 + 10^2 + 5^2 \\ &= 2,050 \end{aligned}$$

企業結合後のHHIは次のとおりとなる。

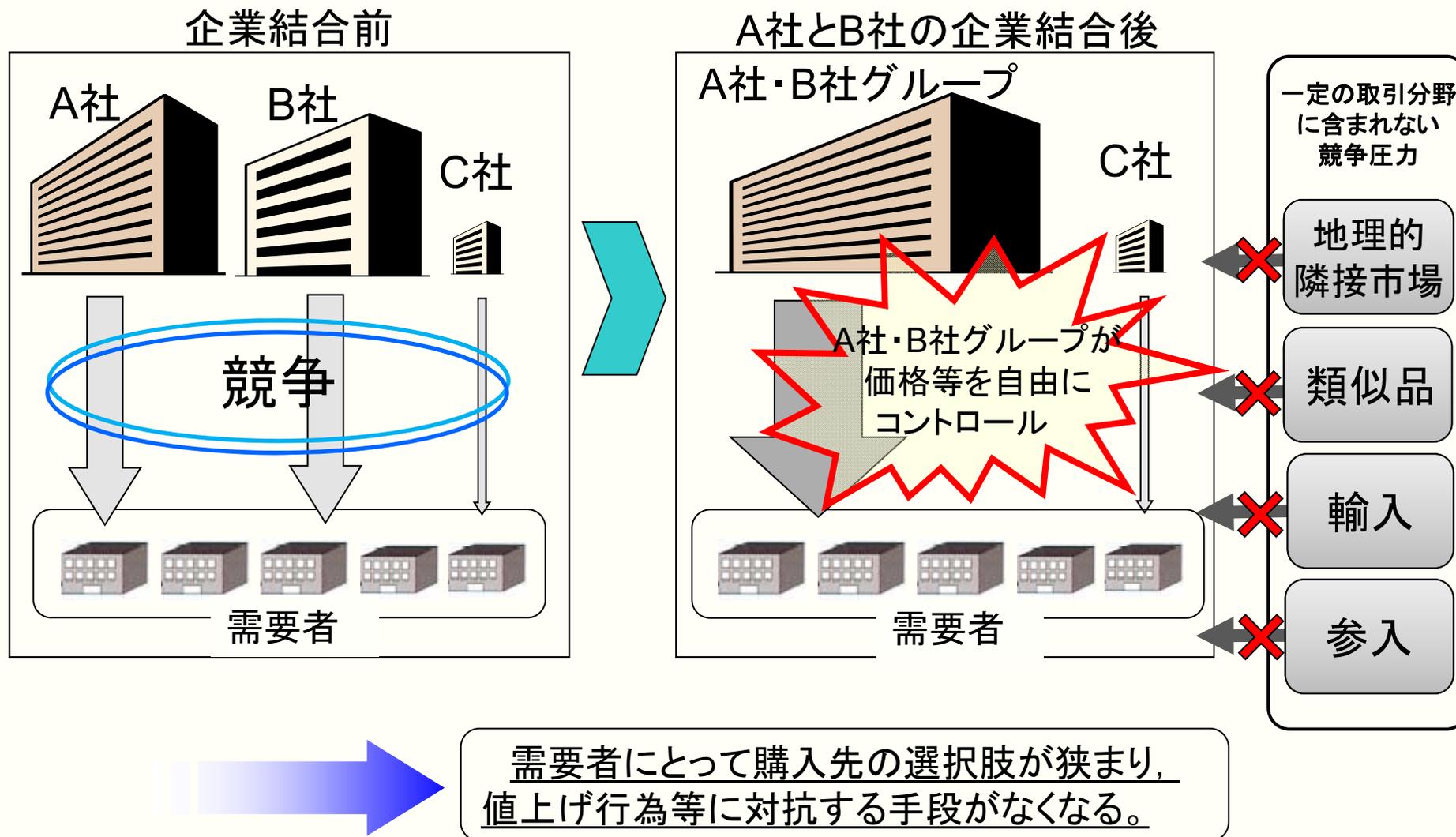
$$\begin{aligned} \cdot \text{HHI} &= 30^2 + 25^2 + 20^2 + 15^2 + 10^2 \\ &= \mathbf{2,250} \end{aligned}$$

HHIの増分は  $2,250 - 2,050 = \mathbf{200}$



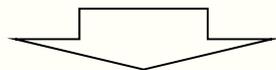
セーフハーバー基準に該当

## 「競争を実質的に制限することとなる」の具体例

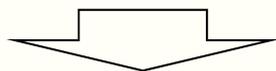


## グローバル化の進展と企業結合審査

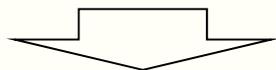
経済のグローバル化の進展に伴い、特定の企業結合事案について、日本市場だけでなく諸外国の市場にも影響を与える事案が増加しつつあり、公正取引委員会のみならず諸外国の競争当局が同時に審査を行う事案が増加



各国の審査手続や審査基準が異なる場合、企業結合を計画している企業にとって不都合が生じ得ることから、各国の審査基準の収斂化の重要性が増大



OECDやICN(国際競争ネットワーク)等における取組を経て、競争法執行の手続面・実体面の収斂化が進展



市場画定の考え方(SSNIPテスト)や企業結合による競争制限の考え方は各国共通のグローバルスタンダードとして確立しており、各国とも当該考え方に基づき企業結合審査を実施

- 平成30年度において、企業結合計画の届出を受理した案件は321件(対前年度比4.9%増)であり、過去5年間で最多。
- 届出後30日間の禁止期間の短縮を行った案件は240件(対前年度比24.4%増)であり、過去最多。
- 平成30年度に届出を受理した321件のうち、「より詳細な審査が必要であるとして、第2次審査に移行した案件」は2件(いずれも平成30年8月に第2次審査に移行した「王子ホールディングス(株)による三菱製紙(株)の株式取得」及び「新日鐵住金(株)による山陽特殊製鋼(株)の株式取得」)。
- 平成30年度に審査が終了した案件のうち8件については、当事会社が申し出た措置を前提として独占禁止法上の問題はないと判断。

〔表1〕過去5年度に受理した届出の処理状況

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
届出件数	289	295	319	306	321
第1次審査で終了したもの (うち禁止期間の短縮を行ったもの)	275 (119)	281 (145)	308 (171)	299 (193)	315 (240)
第1次審査終了前に取下げがあったもの	11	8	8	6	4
第2次審査に移行したもの	3	6	3	1	2

(注) 当該年度に受理した届出の内数であり、合計は当該年度の届出件数となる。

- 企業結合の形態別で見ると、同じ取引分野に属する商品・役務を供給する企業同士の水平型の企業結合の届出が最も多くなっているが、その割合は減少傾向にある。
- 一方、取引段階の異なる企業同士の垂直型の企業結合の割合が増加傾向にあり、全体の4割を占めている。

〔表2〕過去4年度における企業結合形態別の届出の推移

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
水平型企业結合	200 (68%)	197 (62%)	179 (58%)	179 (56%)
垂直型企业結合	91 (31%)	120 (38%)	121 (40%)	129 (40%)
混合型企業結合	118 (40%)	167 (52%)	132 (43%)	105 (33%)
合計	295 (100%)	319 (100%)	306 (100%)	321(100%)

(注) 複数の形態に該当する企業結合の場合、該当する形態を全て集計している。そのため、合計は届出受理件数と必ずしも一致しない。

# 主要な企業結合事例の概要

○ 平成5年度以降、合計286事例を公表。

「平成30年度における主要な企業結合事例」の掲載事例一覧

No	事例の名称	1/2次 審査	水平	垂直	問題解消 措置	経済 分析
1	日鉄住金パイプライン&エンジニアリング(株)による(株)キャプティの株式取得	1	○	○		
2	王子ホールディングス(株)による三菱製紙(株)の株式取得	2	○			○
3	武田薬品工業(株)によるシャイアー・ピーエルシーの株式取得	1	○			
4	新日鐵住金(株)による山陽特殊製鋼(株)の株式取得	2	○		○	○
5	合同製鐵(株)による朝日工業(株)の株式取得	1	○			○
6	ジェイエックス・メタルズ・ドイチェラント・ゲーエムベーハーによるエイチ・シー・スターク・タンタラム・アンド・ニオビウム・ゲーエムベーハーの株式取得	1		○	○	
7	(株)USEN - NEXT HOLDINGSによるキャンシステム(株)の株式取得	1	○		○	○
8	ザ・ウォルト・ディズニー・カンパニーとトウエンティファースト・センチュリー・フォックス・インクの統合	1	○			
9	(株)ベルーナによるさが美グループホールディングス(株)の株式取得	1	○			
10	(株)ふくおかフィナンシャルグループによる(株)十八銀行の株式取得	2	○		○	
11	オリックス・アビエーション・システムズ・リミテッドによるアポロン・ホールディングス・リミテッドの株式取得	1	○			
12	小田急電鉄(株)による(株)ヒューマニックホールディングスの株式取得	1		○		
13	JFE環境(株)と東京臨海リサイクルパワー(株)の合併	1	○			

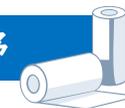
## 1. 本件の概要

王子HDが三菱製紙の株式に係る議決権の33%を取得することを計画。

## 2. 審査の経緯

平成30年 2月6日	・当事会社による株式取得計画の公表	
平成30年 5月以降	・当事会社による意見書及び資料の提出	
平成30年 7月13日	・株式取得計画の届出書の受理	第1次審査開始
平成30年 8月10日	・報告等の要請, 第三者からの意見聴取の開始	第2次審査開始
	・当委員会と当事会社との間で数次にわたる会合, 論点の説明及び議論	
	・需要者, 流通業者, 競争事業者等に対するヒアリング及び書面調査	
平成30年 12月6日	・全ての報告等の受理(これにより第2次審査の期限が平成31年3月7日になる。)	
平成30年 12月25日	・排除措置命令を行わない旨の通知, 審査結果公表	

王子HDグループと三菱製紙グループが競合又は取引関係に立つ約40の取引分野



当事会社グループの市場シェアやHHIの増分が大きく、競争に大きな影響が生じる可能性があると考えられたため、重点的に審査を行った3つの取引分野

その他の取引分野

競争を実質的に制限することとはならないと判断

アート紙市場

隣接市場である上質コート紙からの競争圧力が一定程度認められるほか、アート紙よりも市場規模の大きい紙も調達している需要者からの競争圧力が働いている

壁紙原紙市場

当事会社間の競合の程度が限定的であるほか、有力な競争事業者からの競争圧力及び需要者からの競争圧力が働いている

プレスボード市場

輸入圧力が一定程度働いているほか、海外プレスボードの市場の状況に通じている需要者からの競争圧力が働いている

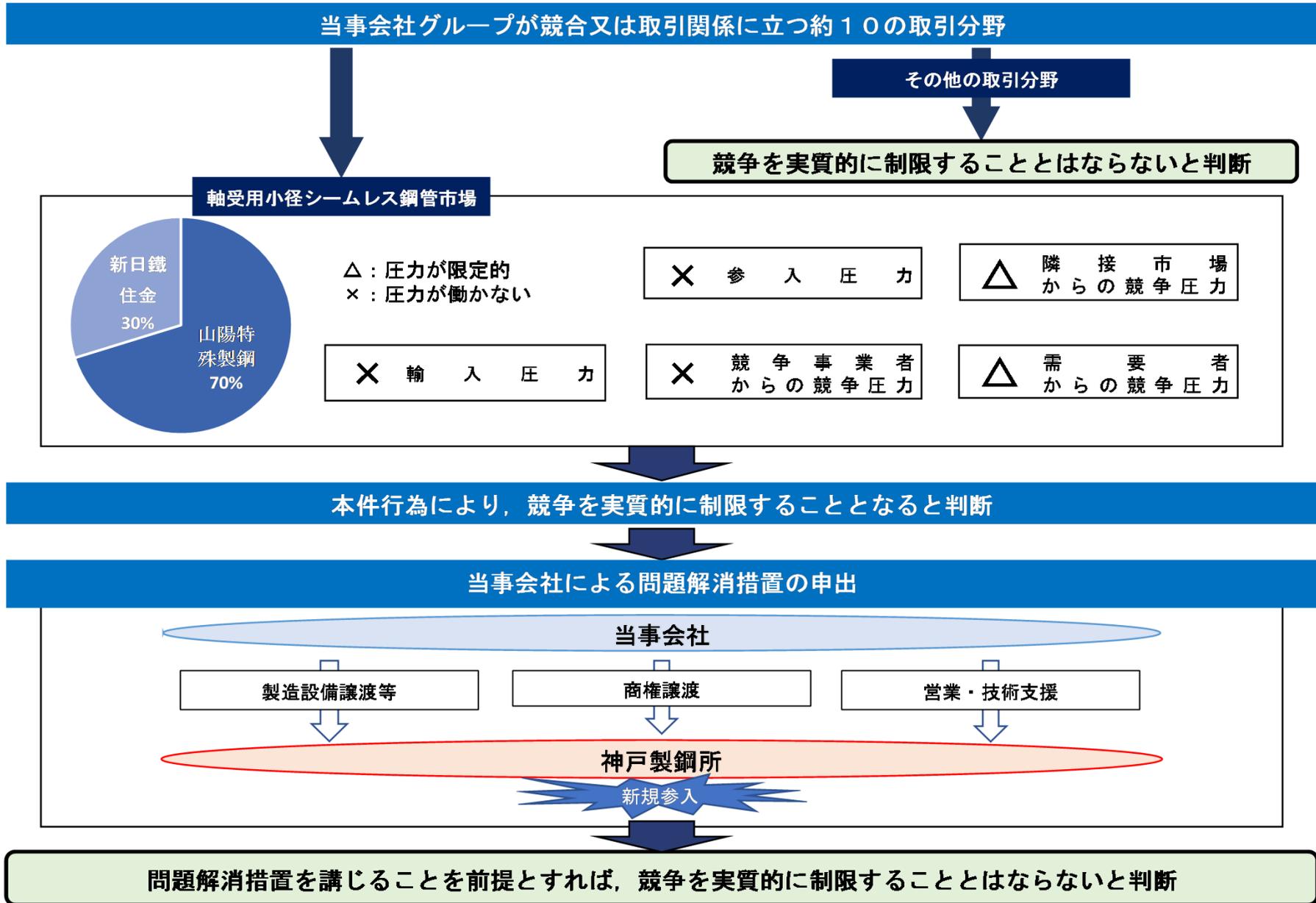
一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断

## 1. 本件の概要

新日鐵住金が山陽特殊製鋼の株式に係る議決権の51.5%を取得することを計画。

## 2. 審査の経緯

平成30年 3月15日	・当事会社による株式取得計画の公表	
平成30年 3月以降	・当事会社による意見書及び資料の提出	
平成30年 7月20日	・株式取得計画の届出書の受理	第1次審査開始
平成30年 8月17日	・報告等の要請, 第三者からの意見聴取の開始	第2次審査開始
	・当委員会と当事会社との間で数次にわたる会合, 論点の説明及び議論	
	・需要者, 流通業者, 競争事業者等に対するヒアリング及び書面調査	
平成30年 12月14日	・全ての報告等の受理(これにより第2次審査の期限が平成31年3月15日になる。)	
平成31年 1月18日	・排除措置命令を行わない旨の通知, 審査結果公表	



## 1. 本件の概要

○長崎県に本店を置く親和銀行の親会社であるふくおかフィナンシャルグループ(FFG)が、長崎県に本店を置く十八銀行の株式に係る議決権を50%を超えて取得することを計画。

## 2. 審査の経緯

平成28年 2月	・当事会社による株式取得計画の公表	
平成28年 5月	・需要者アンケート①の実施	
平成28年 6月 8日	・株式取得計画の届出書の受理	第1次審査開始
平成28年 7月 8日	・報告等の要請, 第三者からの意見聴取の開始	第2次審査開始
平成28年 8月	・本件統合により競争を実質的に制限することとなる旨の指摘	
平成30年 2月	・需要者アンケート②の実施 ・本件統合により競争を実質的に制限することとなる旨の指摘	
平成30年 5月以降	・当事会社による問題解消措置の検討(8月に変更報告書の提出により問題解消措置の申出)	
平成30年 8月15日	・全ての報告等の受理(これにより第2次審査の期限が平成30年11月14日になる。)	
平成30年 8月24日	・排除措置命令を行わない旨の通知, 審査結果公表	

審査の視点

本件統合により、中小企業を中心とする需要者にとって借入先に係る十分な選択肢が確保できなくなるような状況になり、競争を実質的に制限することとなるか

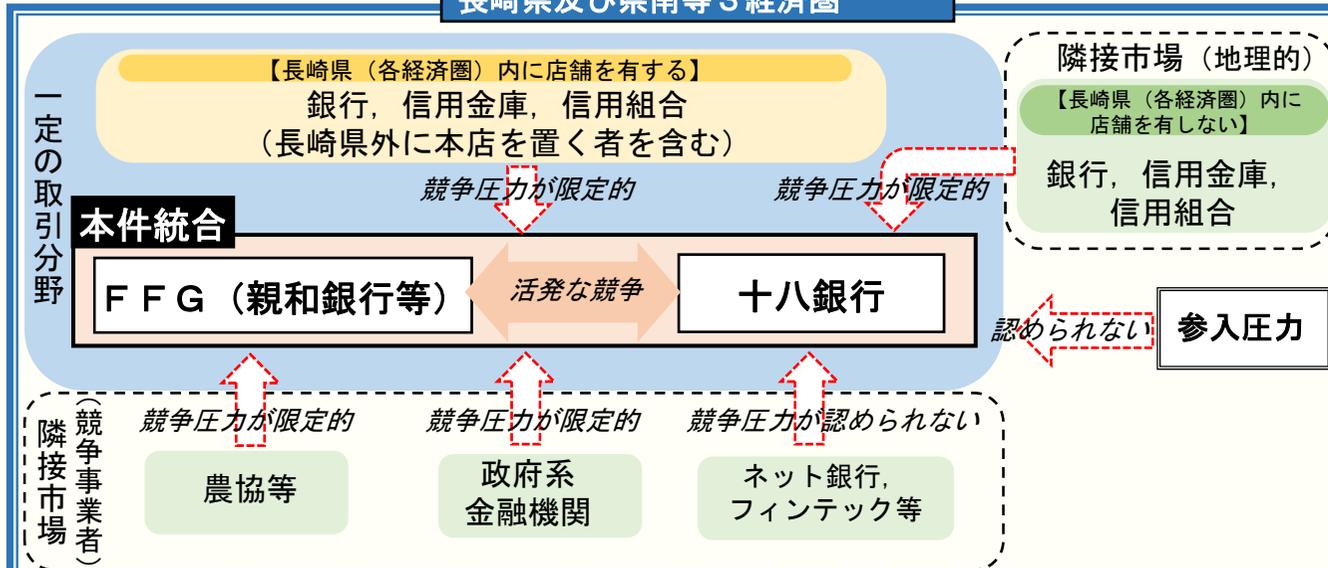
非事業性貸出し、預金、為替、投資信託販売、公共債販売、  
保険代理店及びクレジットカード

大企業・中堅企業向け貸出し 地方公共団体向け貸出し

中小企業向け貸出し

競争を実質的に制限することとはならないと判断

長崎県及び県南等3経済圏



順位	金融機関名	市場シェア
1	FFGグループ	約40%
2	十八銀行	約35%
3	D	約10%
4	E	約5%
5	F	約5%
	その他	約10%
合計		100%
合算シェア：約75%		
統合後のHHI：約5400		
HHIの増分：約2600		

※県南等3経済圏も同様の状況

※長崎県内の店舗数  
十八銀行：90店舗弱  
親和銀行：80店舗弱  
メガバンク・他県地銀(8行)：各1~3店舗

本件統合により、長崎県及び県南等3経済圏において、中小企業にとって借入先に係る十分な選択肢が確保できなくなるような状況になる

中小企業向け貸出しに関する一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる

○ 市場シェアは競争の実質的制限の判断要素の1つにすぎない

【長崎地銀の件における競争の実質的制限の判断】  
(「需」は需要者, 「供」は供給者の事情)

大企業・中堅企業向け貸出し	判断要素	中小企業向け貸出し (長崎県及び3経済圏)
約70%	合算市場シェア	約70-75%
需: 当事会社グループを相互に代替的な借入先と認識する者が60%程度いる中で, 競争事業者を代替的な借入先と認識する者が50%程度いる  供: 遠方の大企業・中堅企業にも訪問を行うなど, 体制面で問題ない	○ 競争事業者からの競争圧力	需: 当事会社グループを相互に代替的な借入先と認識する者が60%程度いる一方, 競争事業者を代替的な借入先と認識する者は多くとも20%程度しかいない  供: 体制面での供給余力が十分ではない
需: 長崎県外の金融機関から借り入れを行う者が30%前後いる  供: 需要者の信用度が高く積極的に貸出しを行いたい	○ 隣接市場からの競争圧力 (長崎県外に所在する金融機関)	需: 長崎県外の金融機関から借り入れを行う者が5%しかいない  供: 営業・与信管理等のコストの観点から店舗の所在地を中心にしか貸出しを行っていない

本件統合により, 長崎県において, 大企業・中堅企業にとって借入先に係る十分な選択肢が確保できなくなるような状況とはならない

競争を実質的に制限することとならない

本件統合により, 長崎県及び同県内の3経済圏において, 中小企業にとって借入先に係る十分な選択肢が確保できなくなるような状況になる

競争を実質的に制限することとなる

○需要が減少するなど一定の取引分野における市場規模が十分に大きくなく、複数の事業者による競争を維持することが困難な場合には、統合により1社となったとしても、競争を実質的に制限することとはならない。

【長崎地銀の件における離島地域の評価】

対馬等3経済圏		
市場規模が極めて小さい	当事会社グループは店舗等の合理化を図ってきたが採算が取れていない	競争事業者は店舗の譲受けを希望しない
長崎県における中小企業向け貸出し 各約1% 約96%	合理化 赤字	NO! 競争事業者

複数の事業者による競争を維持することが困難

競争を実質的に制限することとはならない

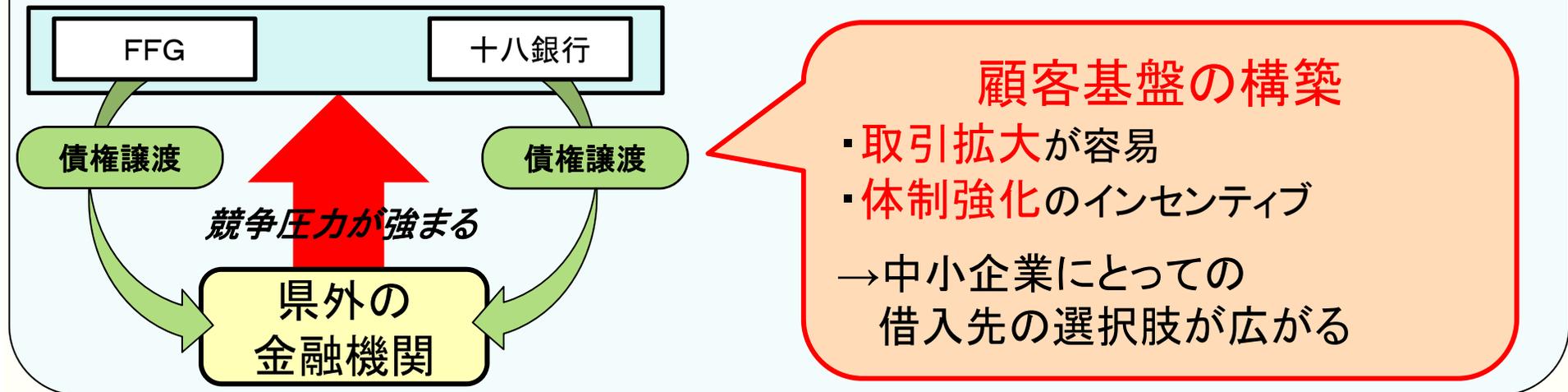
→ この場合、独占により需要者が一方的に不利益を受けないよう、認可・監督権限を有する所管府省によるモニタリング

- 主に県外金融機関に対する債権譲渡により、県外金融機関の顧客基盤の強化が図られ、これら金融機関からの競争圧力が働くと認められる

### 【長崎地銀の件における問題解消措置の評価】

債権譲渡：1千億円弱相当の貸出債権を他の金融機関に譲渡

対象債権：貸出先が他の金融機関への借換えを希望し、他の金融機関が受入れを応諾した債権



競争を実質的に制限することとはならない